

最高裁秘書 2316号

令和2年10月1日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和2年9月24日に答申（令和2年度（情）答申第14号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（情）諮問第25号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮問日：令和元年10月25日（令和元年度（情）諮問第25号）

答申日：令和2年9月24日（令和2年度（情）答申第14号）

件名：特定の事件について逮捕状を出した裁判官の氏名が記載された文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定市の特定年代の女性が特定犯罪の容疑で特定警察署に誤認逮捕された問題について、逮捕状を出した裁判官の氏名が書いてある文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、松山地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、松山地方裁判所長が令和元年9月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示の申出は、特定の被疑事件に関する逮捕状の発付を前提とするものである。開示申出書に記載された事実に関する情報は、それだけで特定の個人を識別することができる情報とはいえないが、仮に当該人物が存在する場合、当該人物に関して入手可能な他の情報と併せることによって、当該人物が識別

される可能性を完全には否定できない。そして、逮捕状の発付の有無に関する事実について公表されない個人の利益は保護に値するといふべきである。

したがって、この情報は、公にすると、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に相当し、本件開示申出文書の存否を答えると、法5条1号後段に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

以上から、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年10月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和2年8月21日 審議
- ④ 同年9月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定市の特定年代の女性が特定犯罪の容疑で特定警察署に逮捕されたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が公になると認められる。本件存否情報は、特定の個人を識別することができる情報には当たらないものの、仮に上記事実該当する女性が存在した場合において、当該女性に関して入手可能な他の情報と照合することにより、当該女性が識別される可能性があることは完全には否定できず、ひいては、当該女性の逮捕歴という機微な情報が明らかとなって当該女性の権利利益を害するおそれがあるといえる。したがって、本件存否情報は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号後段に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

2 以上のとおり，原判断については，本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号後段に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子